

## 6月行財政審議会 審議事項《抜粋》

### 【2】公共施設(個別施設)の方向性について

#### ○集会施設 資料2-①

##### 1. 基本的な考え方

- ① 利用者が一定程度限定される集会施設（広域集会所を含む）については、原則「地元譲渡」とし、譲渡後の施設管理費は自治振興交付金への上乗せを検討する。また、譲渡に併せて地元集会所を廃止する場合は、解体費の補助についても検討する。
- ② 近隣に類似施設がある場合は機能集約し、当該施設の廃止を検討する。
- ③ 指定緊急避難所としている集会所施設は引き続き町で管理する。

#### ○観光レクリエーション施設 資料2-②

##### 1. 基本的な考え方

- ① 観光拠点として一定の収入が見込まれる施設については、民間への「売却」または「貸付」を検討する。
- ② 民間の利用希望がなく、維持のために大規模な改修が必要な施設は、「廃止」を検討する。
- ③ 収益性が低く民間による活用が困難な施設ではあるが、町の観光拠点としての役割を果たす施設については、引き続き町で管理する。

#### ○産業施設 資料2-③

##### 1. 基本的な考え方

- ① 民間による利活用の可能性がある施設については、民間への「売却」または「貸付」の方向で検討する。
- ② 町の農業振興施策を担う施設として位置付けている3施設については、引き続き町で管理する。